

# 資料

## 1 相談できる専門機関

- 長野県教育委員会関係の相談機関
- 特別支援学校のセンター的機能
- 障害者総合支援センター
- 自閉症・発達障害支援センター
- 就労関係機関

## 2 各種シート

- プレ支援シート
- 実態把握と考察のシート
- 実態把握のためのチェックシート
- 実態の共通理解シート
- 個別の指導計画
- 個別の教育支援計画

## 3 文部科学省通知

- 特別支援教育の推進について（通知）

● 各種シートについては、自由にコピーしてお使いください。

● 長野県教育委員会ホームページの下記URLから、各種シートのデータがダウンロードできます。加除修正も実情に合わせておこない、ご利用ください。

[http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/jouhou/tokushi\\_index.htm](http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/jouhou/tokushi_index.htm)

## 長野県教育委員会関係の相談機関

県教育委員会では、障害のあるすべての子どもへの支援の充実を図るために「特別支援教育相談」を実施しています。

以下の機関の担当者にご相談ください。

### 長野県総合教育センター

- 電話 0263-53-8805
- 生徒指導・特別支援教育部の担当専門主事が行います。
- 相談者が教育センターに向く来所相談です。
- 相談の内容①～⑤を中心に、個別相談が充実しています。

### 教育事務所

佐久教育事務所(教育相談)	電話 0267-63-3182
飯田教育事務所(教育相談)	電話 0265-53-0462
松本教育事務所(教育相談)	電話 0263-47-7830
長野教育事務所(教育相談)	電話 026-232-7830

- 教育相談員及び特別支援教育担当指導主事が行います。
- 相談の内容⑥を中心に、学校全体に関する相談が充実しています。

### 手続き

- ① 随時、電話で申し込み
- ② 相談日時等を打ち合わせ

### 相談の内容

- ① 障害のある子どものアセスメントとその理解
- ② 有効な支援のあり方や具体的方法
- ③ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
- ④ 保護者との相談
- ⑤ 就学相談
- ⑥ 関係諸機関との連携、校内支援体制の構築 等

# 特別支援学校のセンター的機能

学校教育法の一部改正により小・中・高等学校等においても特別支援教育を推進することが明示されるとともに、特別支援学校がセンター的機能を果たす努力義務が示されました。広く特別支援教育に関する理解を深め、各々が役割を果たしながら、専門性の全体的底上げを図っていく必要があります。

なお、センター的機能として中央教育審議会答申（平成17年12月8日）で例示されているものは、以下の通りです。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

センター的機能を活用していただきながら、小・中・高等学校等における特別支援教育の一層の充実を図るために、次の点について確認願います。

## 1 小・中・高等学校等が、自力で解決するための支援をします。

困っている子どもを直接支援するのは、それぞれの学校です。基本的には、特別支援学校のスタッフが、幼児児童生徒やその保護者に対して継続的直接的支援をするものではありません。各学校が特別支援教育の充実を図り、自力で事例を解決できるように、その学校が持っている機能が発揮できる仕組み作りの支援や必要な情報提供をします。

## 2 センター的機能活用の前に、校内で取り組むことがあります。

センター的機能を活用する前に、少なくとも以下のことを実施しましょう。

- ① 小委員会の開催  
校内の特別支援教育コーディネーターが中心となり、直接の関係者が、支援の必要性や方向性・可能性について検討しましょう。
- ② 校内委員会の開催  
小委員会での検討を基に、校内での支援体制づくりや、外部機関との連携のあり方について検討しましょう。特別支援学校のセンター的機能の活用にあたっては、どのような支援や情報が必要なのかを明らかにしておくことが大切です。  
※専門的なことは分からないからと、すべてのことを外部機関に任せていたのでは、特別支援教育が推進されません。まず、校内でできることは何かを明確にして取り組み、さらに必要なことについてセンター的機能を活用するという姿勢が大切です。  
※特別支援教育の推進は、学校長の責務であることが明示されました（「特別支援教育の推進について（通知）」平成19年4月1日・文部科学省）。専門家を外に求める時代から、専門家を内に形成する時代へと意識変革が求められています。

# 特別支援学校

## 北信地区

長野盲学校	026-243-7789
長野ろう学校	026-241-5320
長野養護学校	026-296-8393
飯山養護学校	0269-67-2580
稲荷山養護学校	026-272-2068
若槻養護学校	026-295-5060
長野養護学校更級分教室	026-292-1138

## 東信地区

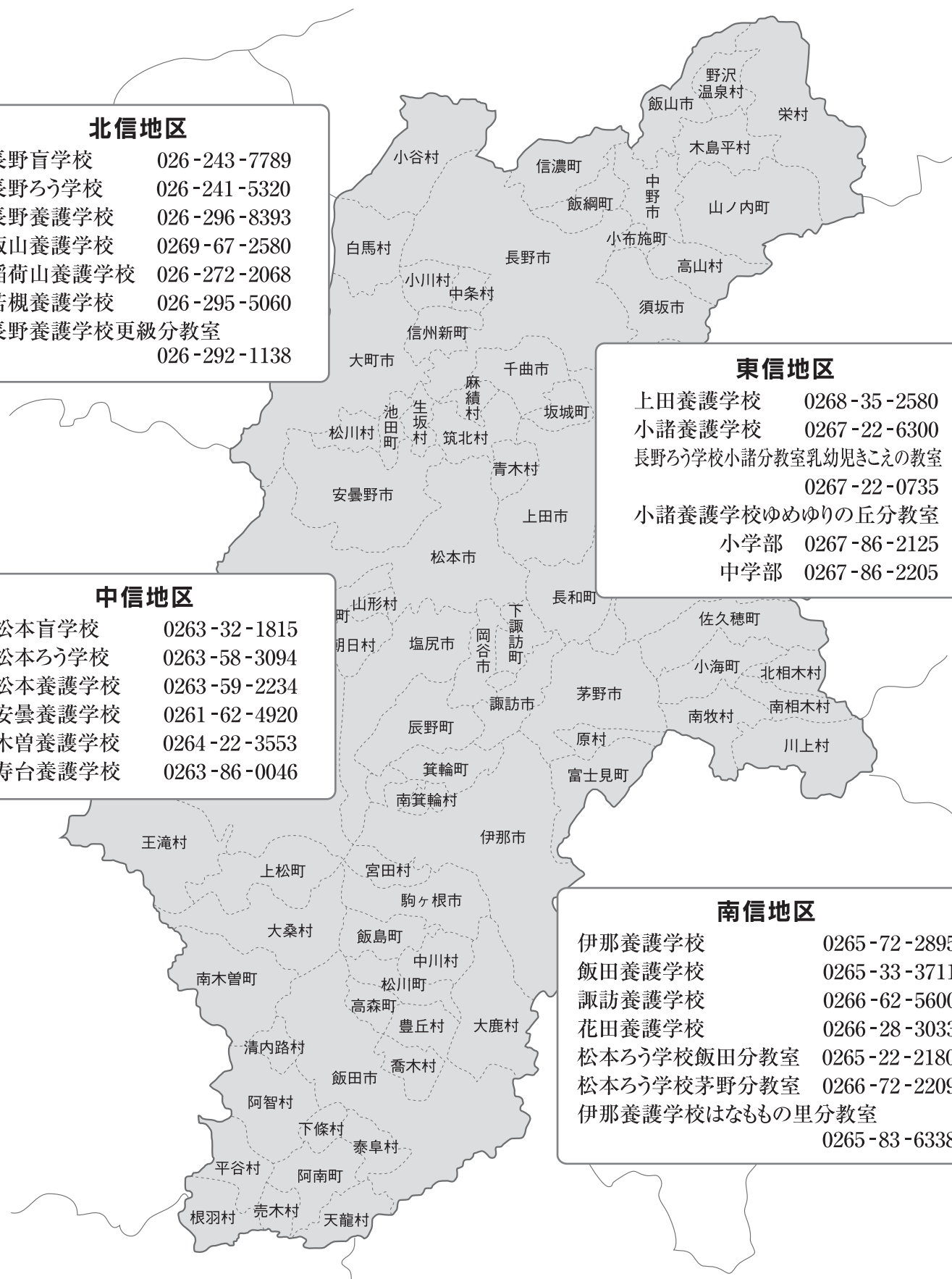
上田養護学校	0268-35-2580
小諸養護学校	0267-22-6300
長野ろう学校小諸分教室乳幼児きこえの教室	0267-22-0735
小諸養護学校ゆめゆりの丘分教室	
小学部	0267-86-2125
中学部	0267-86-2205

## 中信地区

松本盲学校	0263-32-1815
松本ろう学校	0263-58-3094
松本養護学校	0263-59-2234
安曇養護学校	0261-62-4920
木曾養護学校	0264-22-3553
寿台養護学校	0263-86-0046

## 南信地区

伊那養護学校	0265-72-2895
飯田養護学校	0265-33-3711
諏訪養護学校	0266-62-5600
花田養護学校	0266-28-3033
松本ろう学校飯田分教室	0265-22-2180
松本ろう学校茅野分教室	0266-72-2209
伊那養護学校はなももの里分教室	0265-83-6338



# 障害者総合支援センター

障害者総合支援センターでは、困難のある子どもに関して、地域で安心して生活できるよう、保健・福祉サービス利用にかかわる援助や、就業に関する相談、その他生活全般に関する相談支援を無料で行っています。各センターの実情により、名称等一部異なるところはありますが、下記のような専門職員が、面接・電話・訪問等により相談や支援に応じています。

## 【専門職員の種類と業務概要】

### 1 療育コーディネーター・障害児コーディネーター

小・中・高等学校等の子どもにかかわる相談に、最も頻繁に応じることが多い役割です。障害があるかどうか分からない事例についても、気軽に相談することが可能です。

#### (1) 家庭を支援します。

困難のある子どもが、学校でよさを発揮するためには、生活の基盤である家庭生活が安定していることが大変重要です。仕事が定まらず子どもにかかわることが難しい、家庭内の生活リズムが整わない、保護者の方の不安が大きく精神的支えが必要などについて、気軽に相談できます。必要に応じて、家庭訪問をしての相談も可能です。地域の関連機関と連絡・調整し、よりよい支援方法を組み立てながら、安心して自ら生活できるよう支援します。

#### (2) 余暇活動にかかわる支援をします。

放課後や長期休業中など、子どもたちの生活が豊かになるような居場所作りについて、地域の関連機関と連絡・調整し、支援します。

#### (3) 保護者同士の連携を支援します。

保護者として子どもにどう接したらよいか、進学はどう考えたらよいかなど、同じ気持ちで共有し支え合える仲間として、主体的に保護者同士がつながり合えるよう支援します。

#### (4) 長期的に支援します。

数年単位にわたって、支援の経過や方向性を見据えて、長い目で子どもを支援します。学校でも担任が替わるたびに、個別の教育支援計画などを用いて、支援がつながるように工夫をしますが、引き継ぎの前と後では人が変わります。しかし、療育コーディネーターは、つなぎ目の前も後も同じ人の担当が可能です。情報がスムーズにつながりやすく、大変重要な役割を担っていただけます。

### 2 その他の専門職員

#### (1) 相談支援専門員（知的障害、身体障害、精神障害のコーディネーター）

#### (2) 生活支援ワーカー

#### (3) 就業支援ワーカー

※事例に応じて、様々な専門職員が相談や支援をします。詳しくは、各センターにお問い合わせください。

## 相談はこちらへ

各圏域の障害者総合支援センター（中核的なセンター）

圏域	名称	所在地	電話番号/FAX
佐久	佐久障害者相談支援センター	〒385-0043 佐久市取出町 183 野沢会館内	☎ 0267-63-5177 FAX0267-64-0213
上小	上小圏域障害者総合支援センター	〒386-0012 上田市中央 3-5-1 上田市ふれあい福祉センター 2 階	☎ 0268-28-5522 FAX0268-28-5520
諏訪	諏訪地域障害者自立支援センター「オアシス」	〒392-0024 諏訪市小和田 19-3 諏訪市総合福祉センター内	☎ 0266-54-7363 FAX0266-54-7723
上伊那	上伊那圏域障害者総合支援センター「きらりあ」	〒396-0021 伊那市伊那 1499-7	☎ 0265-74-5627 FAX0265-74-8661
飯伊	飯伊圏域障害者総合支援センター「ほっと すまいる」	〒395-0024 飯田市東栄町 3108-1	☎ 0265-24-3182 FAX0265-24-3192
木曾	木曾障害者総合支援センター「ともに」	〒399-5607 木曾郡上松町大字小川 1702 ひのきの里総合福祉センター内	☎ 0264-52-2494 FAX0264-52-2497
松本	松本圏域障害者相談支援センター「Wish」(ウィッシュ)	〒390-0833 松本市双葉 4-8 松本市総合社会福祉センター別館	☎ 0263-26-1313 FAX0263-26-2345
	松本圏域障害者相談支援センター「あるぷ」	〒399-8205 安曇野市豊科 4156-1	☎ 0263-73-4664 FAX0263-73-2265
大北	大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」	〒398-0002 大町市大町 1129 大町市総合福祉センター内	☎ 0261-26-3855 FAX0261-26-3856
長野	長野圏域障害者総合支援センター	〒381-2226 長野市川中島町今井 1387-5 (ハーモニー桃の郷 3 階)	☎ 026-286-7715 FAX026-285-1909
北信	北信圏域障害者総合相談支援センター「ぱれっと」	〒383-0062 中野市笠原 765-1	☎ 0269-23-3525 FAX0269-23-3521

## 自閉症・発達障害支援センター

自閉症をはじめとする発達障害の療育相談や、研修・普及啓発活動を実施しています。県内のどこの地域でも理解や支援が得られるよう、関係機関と連携を図りながら支援活動をしています。

相談は電話による予約制で行っています。

●長野県精神保健福祉センター内 電話 026-227-1810

## 就労関係機関

### 1 障害者就業・生活支援センター

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE (社福)かりがね福祉会	〒386-0012 上田市中央3-5-1 上田市ふれあいセンター2階	☎0268-27-2039
松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ (社福)安曇野福祉協会	〒399-8205 安曇野市豊科4156-1	☎0263-73-4664
長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ (社福)ともいき会	〒380-0835 長野市大字 南長野新田町1485-1 もんぜんぶら座4階	☎026-214-3737
飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる (NPO)飯伊圏域障害者総合支援センター	〒395-0024 飯田市東栄町3108-1	☎0265-24-3182
障害者就業・生活支援センター 佐久 (社福)佐久コスモス福祉会	〒385-0051 佐久市中込3100-3	☎0267-64-6644
上伊那圏域障害者就業・生活支援センター きりあ (社福)伊那市社会福祉協議会	〒396-0021 伊那市伊那1499-7	☎0265-74-5627
北信圏域障害者就業・生活支援センター (社福)高水福祉会	〒389-2254 飯山市南町19-8	☎0269-62-1344

## 2 公共職業安定所（ハローワーク）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
長野労働局職業安定部	〒380-8572 長野市中御所 1-22-1	☎ 026-223-0550
小諸公共職業安定所	〒384-8609 小諸市御幸町 2-3-18	☎ 0267-23-8609
佐久公共職業安定所	〒385-8609 佐久市大字原 565-1	☎ 0267-62-8609
上田公共職業安定所	〒386-8609 上田市天神 2-4-70	☎ 0268-23-8609
諏訪公共職業安定所	〒392-0021 諏訪市上川 3-2503-1	☎ 0266-58-8609
岡谷公共職業安定所	〒394-0027 岡谷市中央町 1-8-4	☎ 0266-23-8609
伊那公共職業安定所	〒396-8609 伊那市大字伊那部狐島 4098-3	☎ 0265-73-8609
飯田公共職業安定所	〒395-8609 飯田市大久保町 2637-3	☎ 0265-24-8609
木曾福島公共職業安定所	〒397-8609 木曾郡木曾町福島 5056-1	☎ 0264-22-2233
松本公共職業安定所	〒390-0828 松本市庄内 3-6-21	☎ 0263-27-0111
大町公共職業安定所	〒398-0002 大町市大字大町 2715-4	☎ 0261-22-0340
長野公共職業安定所	〒380-0935 長野市中御所 3-2-3	☎ 026-228-1300
篠ノ井公共職業安定所	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 826-1	☎ 026-293-8609
須坂公共職業安定所	〒382-0099 須坂市墨坂 2-2-17	☎ 026-248-8609
飯山公共職業安定所	〒389-2253 飯山市飯山 186-4	☎ 0269-62-8609

## 若年者就業サポートセンター

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
ジョブカフェ信州	〒390-0815 松本市深志 1-4-25 松本フコク生命駅前ビル 1・2階	☎ 0263-39-2250
ジョブカフェ信州長野分室	〒380-0921 長野市栗田源田窪 1000-1 長栄長野東口ビル 6階	☎ 026-228-0320



### 3 長野障害者職業センター

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
長野障害者職業センター	〒380-0935 長野市中御所 2-2-4	☎ 026-227-9774

### 4 松本障害者雇用支援センター

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松本障害者雇用支援センター	〒399-0011 松本市寿北 7-1-37	☎ 0263-85-1820

### 5 雇用・能力開発機構長野センター等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
雇用・能力開発機構長野センター	〒381-0043 長野市吉田 4-25-12	☎ 026-243-1001
長野職業能力開発促進センター (ポリテクセンター長野)	〒381-0043 長野市吉田 4-25-12	☎ 026-243-1001
松本職業能力開発促進センター (ポリテクセンター松本)	〒399-0011 松本市寿北 7-17-1	☎ 0263-58-2905

## プレ支援シート

【中学校記入用】

記入者所属・氏名		記入日	平成 年 月 日
ふりがな 氏名		男 女	出身中学校 中学校
医療機関	通院の有無（有・無） 通院の状況：	医療機関名：	主治医：
診 断	医師による診断の有無（有・無） 診断名「	診断医療機関名：	診断年月： 年 月
本人の特徴	(性格・行動・得意なこと・苦手なこと など)		
	本人の願い	保護者の願い	
	これまでの取り組み	今後必要と思われる支援	
学習の支援			
行動の支援			
対人関係の支援			
その他			
連携している外部機関・相談の経緯 等			
その他(発達検査の結果等)			

※このプレ支援シートは、学校生活に支援を必要とする生徒が高等学校入学後円滑に学校生活を送れるよう支援体制を整えるための情報となるものです。ご協力をお願いします。

※「個別の教育支援計画」、中学校の「個別の指導計画」がありましたら保護者の了承を得た上で、併せてご提出ください。





## 実態把握のためのチェックシート

### ◆学習面（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する）

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1 他の教科に比べて極端に苦手な教科がある。                           |
| <input type="checkbox"/> | 2 簡単な指示に対して、聞き間違いや聞き漏らしをすることがある。                 |
| <input type="checkbox"/> | 3 個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい。                      |
| <input type="checkbox"/> | 4 相手の話を聞いていないと感じられることがある。                        |
| <input type="checkbox"/> | 5 口頭による指示を覚えていられない。                              |
| <input type="checkbox"/> | 6 思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい。                   |
| <input type="checkbox"/> | 7 適切な速さで話すことが難しい。（たどたどしく話したり、とても早口だったりする）        |
| <input type="checkbox"/> | 8 話すとき、抑揚が不自然だったり、声の大きさの調節が不適切だったりする。            |
| <input type="checkbox"/> | 9 初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える。                 |
| <input type="checkbox"/> | 10 語句や行を抜かしたり、繰り返して読んだりする。                       |
| <input type="checkbox"/> | 11 音読が遅い。  |
| <input type="checkbox"/> | 12 字の形や大きさが整わない、まっすぐに書けない、独特の筆順で書くなど、読みにくい文字を書く。 |
| <input type="checkbox"/> | 13 よく書き間違える。（漢字の細かい部分や「b」と「d」を間違えたりする）           |
| <input type="checkbox"/> | 14 板書が写せない、または写すのに極端に時間がかかる。                     |
| <input type="checkbox"/> | 15 簡単な計算が暗算でできなかつたり、時間がかかつたりする。                  |
| <input type="checkbox"/> | 16 学年相応の文章題を解くのが困難である。                           |
| <input type="checkbox"/> | 17 学年相応の量の比較や理解が難しい。                             |
| <input type="checkbox"/> | 18 抽象的な概念や、事象の因果関係を理解することが困難である。                 |
| <input type="checkbox"/> | 19 目的に沿って行動を計画し、順序立てて課題解決に向かうことができない。            |
| <input type="checkbox"/> | 20 早合点や飛躍した考えをする。                                |

### ◆行動面（不注意、多動性、衝動性）

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1 学校での学習で、細かいところまで注意を払わなかつたり不注意な間違いをしたりする。 |
| <input type="checkbox"/> | 2 学習課題やホームルーム活動などで注意を集中し続けることが難しい。         |
| <input type="checkbox"/> | 3 面と向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる。          |
| <input type="checkbox"/> | 4 指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げない。                  |
| <input type="checkbox"/> | 5 学習課題や活動を順序立てて行うことが難しい。                   |
| <input type="checkbox"/> | 6 学習課題や活動に必要なものをなくしてしまう。                   |
| <input type="checkbox"/> | 7 気持ちを集中させて努力し続けなければならない課題を避ける。            |
| <input type="checkbox"/> | 8 気が散りやすい。（授業中周囲の音が気になり、課題に集中できていないように見える） |
| <input type="checkbox"/> | 9 日々の活動で忘れっぽい。忘れ物が多い。                      |
| <input type="checkbox"/> | 10 手足をそわそわ動かしたり、着席している時もじもじしたりする。          |
| <input type="checkbox"/> | 11 授業中や座っているべき時に、席を離れてしまう。                 |
| <input type="checkbox"/> | 12 きちんとしていなければならない時に、過度に動き回ったりする。          |
| <input type="checkbox"/> | 13 集会におとなしく参加することが難しい。                     |
| <input type="checkbox"/> | 14 じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する。          |
| <input type="checkbox"/> | 15 過度にしゃべる。                                |
| <input type="checkbox"/> | 16 質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう。                 |
| <input type="checkbox"/> | 17 順番を待つことが難しい、または順序良く並ぶことが苦手である。          |
| <input type="checkbox"/> | 18 他の人がしていることをさえぎったり、割り込んだり、邪魔したりする。       |
| <input type="checkbox"/> | 19 思いつくとすぐ口に出してしまう。                        |
| <input type="checkbox"/> | 20 目新しいものがあるとすぐに手を出す。                      |

## ◆行動面（コミュニケーション，対人関係，こだわり）

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 1 友だちが悲しんでいる場面で笑い出すなど，場の雰囲気や相手の気持ちを考えられない行動をする。   |
| <input type="checkbox"/> | 2 目と目で見つめ合う，身振りなどの多彩な非言語的な行動が困難である。               |
| <input type="checkbox"/> | 3 「含みのある言葉」や「嫌みな言葉」を言われても気づかないことがある。              |
| <input type="checkbox"/> | 4 冗談やユーモアを理解せず，言葉どおりに受け止めていることがある。                |
| <input type="checkbox"/> | 5 周りの人が困惑するようなことも，配慮しないで言ってしまう。（気にしていそうな容姿など）     |
| <input type="checkbox"/> | 6 いろいろなことを話すが，その時の場面や相手の感情や立場を理解しない。              |
| <input type="checkbox"/> | 7 意図的でなくても，場面に関係なく独り言を言ったり，うなり声を出したりする。           |
| <input type="checkbox"/> | 8 共感性が乏しい。  |
| <input type="checkbox"/> | 9 友だちと仲良くしたいという気持ちがあるが，友だちとの関係をうまく築けない。           |
| <input type="checkbox"/> | 10 休み時間に一人でいることが多い。                               |
| <input type="checkbox"/> | 11 他の生徒からからかわれたり，いじめられることがある。                     |
| <input type="checkbox"/> | 12 口げんかやこぜりあいなど，友だちとのトラブルが多い。                     |
| <input type="checkbox"/> | 13 自分が非難されたり，非難されていると思いつつ入ると，過剰な反応をする。            |
| <input type="checkbox"/> | 14 告げ口をする，けなすなど友だちに嫌われるようなことをする。                  |
| <input type="checkbox"/> | 15 話を聞いてもらえないと突然怒り出す。                             |
| <input type="checkbox"/> | 16 仲間と協力することに考えが及ばない。                             |
| <input type="checkbox"/> | 17 急な日程変更や変化があると対応できない。または自分なりの独特な日課や手順がある。       |
| <input type="checkbox"/> | 18 ある行動や考えに強くこだわることによって，簡単な日常の活動ができなくなることがある。     |
| <input type="checkbox"/> | 19 特定のものに強い執着がある。                                 |
| <input type="checkbox"/> | 20 特定の分野に強い興味，関心があり自分だけの知識世界を持っている。（図鑑やカタログの内容など） |

## ◆二次的な問題

- |                          |                   |                          |                    |
|--------------------------|-------------------|--------------------------|--------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1 自信喪失・自己否定感が強い   | <input type="checkbox"/> | 5 睡眠障害がみられる        |
| <input type="checkbox"/> | 2 不登校・引きこもりの傾向がある | <input type="checkbox"/> | 6 幻覚・妄想がみられる       |
| <input type="checkbox"/> | 3 躁うつ・無気力の状態がみられる | <input type="checkbox"/> | 7 人間不信に陥っている       |
| <input type="checkbox"/> | 4 自暴自棄になっている      | <input type="checkbox"/> | 8 反抗・挑戦的な態度が多く見られる |

### ●チェックシートの使い方●

#### [目的]

特別な教育的ニーズを持っている生徒の実態を把握するときに，職員の見方を統一して実施するために利用します。

#### [使い方]

- 1 各項目について，「その傾向がある」には○，「その傾向が強い」には◎をつけます。
- 2 ◎の数が多くついた生徒については，学習面や行動面で支援の対象となる生徒として校内委員会で取り上げます。
- 3 ◎の数が同程度の場合に○の数で判断します。
- 4 校内委員会では，対象生徒のさらに詳しい実態把握に努め，緊急度の高い生徒から必要な支援を検討します。

#### [使用に当たっての注意]

- クラス全員について，担任を含めた2人でチェックするようにします。
- 2人の判定が異なる項目があったら話し合い，再観察などを行い，一致するようにします。
- クラス間に極端にばらつきがある場合には，学年会等で検討します。
- チェックシートは生徒の実態を把握するためのものであり，障害の診断をするためのものではありません。

## 平成 年度 実態の共通理解シート

初回記入者名：

初回記入日：平成 年 月 日

高等学校 年 組	担任名：
ふりがな 氏 名：	生年月日：平成 年 月 日
保護者名：	電 話 緊急連絡先
住 所：〒 ー	
家族構成：	家庭の状況：
障害名・障害の状況 担当医療機関・主治医：	服薬の状況（無・有） 効能：
教育歴等：	

特徴的な様子と情報提供者（必要な項目のみ、選択して記入します。）

NO.	項 目	内	容
1	【必須項目】 興味・関心・得意なこと・趣味		
2	【必須項目】 苦手なこと		
3	学習状況	A 学 習	
4	感覚・知覚・認知		
5	諸検査		
6	性教育		
7			
8	行動の特性	B 行 動	
9	失敗場面の行動		
10	パニックの状況		
11	コミュニケーション		
12	対人関係		
13	友人関係		
14			
15	体調、身体・運動機能	C 健 康	
16	情緒的安定		
17			
18	生活リズム・家庭生活	D 生 活	
19	金銭の使い方		
20			
21	周囲の理解状況	そ の 他	
22	周囲への配慮点		
23			
24			

(例1)

平成 年度 個別の指導計画  
( 月～ 月)

記入者：

作成年月日： 年 月 日

年 組 氏名		担任名	
観 点	ね ら い	支 援 方 法	評 価
日常生活			
行 動			
対人関係			
学 習 面	(教科名)		
	(教科名)		
	(教科名)		
	(教科名)		



(例2)

平成 年度 個別の指導計画  
( 月～ 月)

記入者：

作成年月日： 年 月 日

年 組 番 氏名		担任名		
基本的な配慮・支援（生活・学習共通）				
実 態	目 標	具体的な支援	評価・考察	
教科での配慮・支援				
教 科	実 態	目 標	具体的な支援	評価・考察
国 語				
数 学				
英 語				
そ の 他				

資料

(例3)

平成 年度 個別の指導計画  
( 月～ 月)

記入者：

作成年月日： 年 月 日

年 組 番 氏名		担任名
気 づ き	担任より	
	保護者より	
	生徒より	
緊 急 な 課 題	現状と課題	具体的な対応・支援策
	状況	担任
	背景	学級
	解釈	家庭 その他
教 科 で の 課 題 ・ 部 活 ・ そ の 他	教科学習の状況	具体的な対応・配慮・支援策
	国語	
	数学	
	英語	
	その他の教科	
	その他(部活等)	
生 活 ・ 人 間 関 係	現状と課題	具体的な支援内容
家 庭	現状と課題	具体的な相談内容

(例4)

平成 年度 学期 個別の指導計画

作成年月日： 年 月 日

生徒氏名 ( 年 組) 男・女 記入者				
	目 標	支 援 策	担 当	評 価
学 習 面				
行 動 面				
対 人 関 係				
生 活 ・ 進 路				

資料

## 平成 年度 個別の教育支援計画

初回記入者名:

初回記入日: 年 月 日

学校		年	組	校長名	担任名
ふりがな 氏名				(男・女)	生年月日:平成 年 月 日
保護者氏名(続柄)		( )		電話 緊急連絡先	
現住所:〒					
願い(将来に向けて:◎ 現在の生活:・)					
本人				保護者	
支援目標(長期:◎ 短期:・)					
◎ ・ ・					
主な支援内容					支援者
学校	学級				
	校内				
家庭					
地域					
関係機関 医療・福祉 特別支援学校					
支援会議の記録					
《日時》		《参加者》		《協議内容・引き継ぎ事項等》	
年 月 日				次回支援会議予定 年 月	
支援内容の評価					

以上の内容を確認いたしました。 平成 年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
錢谷 眞美  
(印影印刷)

### 特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

#### 記

#### 1 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

#### 2 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

### 3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

#### (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

#### (2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

#### (3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

#### (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

#### (5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

## (6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

## 4 特別支援学校における取組

### (1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

### (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

### (3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

## 5 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努める

こと。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

## 6 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

## 7 教育活動等を行う際の留意事項等

### （1）障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

### （2）学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

### （3）生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コー



ディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

#### (4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

#### (5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

#### (6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

#### (7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

### 8 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。